

【浜松いわた信用金庫 外貨普通預金 F A X 振替サービス利用規定】

私/当社は、「浜松いわた信用金庫 外貨普通預金 F A X 振替サービス（以下、「外貨普通預金 F A X 振替サービス」と略す）」利用にあたり、以下の利用規定に従います。

1. 適用範囲

私/当社が「外貨普通預金 F A X 振替サービス」を利用するにあたり、貴金庫に F A X を利用して依頼する振替依頼に関するすべての事項。

2. ファクシミリ送信先

私/当社からの振替依頼は、私/当社があらかじめ貴金庫に届出をした F A X を使用して貴金庫指定の F A X 番号に該当する依頼書及び必要な書類を送信するものとします。送信する際には、非通知を解除し F A X 番号を通知します。

3. 電話連絡担当者兼代理人の届出

私/当社は、本サービス利用にあたり、代理人を選任した場合は、電話連絡担当者兼代理人(以下、「代理人」という。)を届け出るものとします。貴金庫は、私/当社もしくは代理人からの振替依頼を私/当社からの正式な依頼として取扱って下さい。

4. 利用時間

振替依頼は、貴金庫所定の受付時間内に行います。

(1) 振替依頼手続

- ①私/当社は、外貨普通預金取引依頼書(登録済・F A X 専用)(以下「振替依頼書」という。)に所定の事項およびテストキー、代理人を記入するものとします。振替依頼書に記入したテストキー、代理人が、あらかじめ貴金庫と取決めた暗証番号とパスワードにより算出したテストキーおよび届出の代理人と一致した場合には私からの正式な振替依頼としてお取り扱い下さい。
- ②私/当社は、振替依頼手続を行う前に、振替金額・取扱手数料等を代り金引落口座に準備し、残高を確認しておくこととします。
- ③私/当社は、貴金庫宛に振替依頼書を送信後、5分以内に私もしくは代理人が件数・金額等を電話連絡することとします。

(2) 振替依頼内容等の不備の取扱

- ①F A X 受信紙の印字不鮮明やテストキー等に不備がある場合または、不在等の事由により貴金庫からの連絡が受取れなかった場合には、当該依頼はなかったものとして取扱われても異議はありません。

②私/当社は、振替依頼内容等に不備があった場合には、「再送分」である旨を明記のうえ、振替依頼書を再度貴金庫宛送信するものとします。

5. 振替代わり金等の支払

この取扱による振替代わり金(以下、「代り金等」という。)の支払は、別途貴金庫に届出をした口座振替依頼書(外国為替取引用)に基づき、小切手の振出、預金通帳および預金払戻請求書の提出を省略のうえ、私の代り金引落口座から引き落として下さい。

6. 振替取引の成立時点

この取扱による振替依頼の成立は、貴金庫が私/当社からの振替依頼を承諾し、貴金庫が代り金等を私/当社の代り金引落口座より引落した時点で成立するものとします。

7. 一日の振替限度額

一日の振替限度額は貴金庫所定の金額の範囲内とし、貴金庫所定の上限を超えた取引は致しません。

なお貴金庫により上限額を私に事前に通知することなく変更しても異議はありません。

8. 振替取消依頼

私/当社は、振替依頼を取消す場合には以下の手続きにより振替取消依頼をすることとします。

①私/当社もしくは代理人が貴金庫国際業務課宛に電話連絡することとします。

②前記①の電話連絡の際、貴金庫国際業務課の担当者が振替取消依頼の受付が可能と回答した場合に限り、貴金庫所定の取消依頼書(外貨普通預金FAX振替サービス用)に必要事項およびテストキーを記入し、貴金庫所定のファクシミリ番号に送信するものとします。

9. 通信機器、回線などの不具合

通信機器、回線等の不具合により生じた損害については、貴金庫に責任を問いません。

10. 届出事項の変更等

本サービス契約時における届出事項(おところ、おなまえ、暗証番号、連絡用電話番号、FAX番号、電話連絡担当者兼代理人)に変更がある場合には、外貨普通預金FAX振替サービス利用(解約)申込書の変更欄にレ印を付け、記名捺印のうえ取引店舗へ届出をします。なお、この届出前に届出を行わなかったことにより生じた損害については私/当社の責任とし、貴金庫に責任を問いません。

1 1. 免責事項

私/当社は、この取扱を行うために貴金庫との間で取り決めた暗証番号およびパスワードを、第三者に開示しないものとします。

貴金庫は、私が振替依頼書に記入したテストキーと、あらかじめ貴金庫と取り決めたパスワードにより算出したテストキーとの一致を確認して取扱を行ったうえは、暗証番号またはパスワードにつき不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害については私の責任とし、貴金庫に責任を問いません。

1 2. 解約

この契約は、当事者の一方の都合により随時解約することができることについて承諾いたします。ただし、貴金庫に対する解約の通知は、外貨普通預金 FAX 振替サービス利用(解約)申込書の解約欄にレ印を付け、記名捺印のうえ取引店舗へ届出をします。なお、この届出前に生じた損害については私の責任といたします。また、私の届出の住所および電話番号により連絡がとれない状態が生じた場合には、貴金庫は私の届出住所宛解約通知書を発送することにより、この契約を解約できることについて承諾いたします。なお私が代り金引落口座を解約した場合は、貴金庫の判断により、この契約を一方的に解約されても異議はありません。

1 3. 規定の適用、準用

この規定に定めのない事項については、外貨普通預金規定により取扱われることについて承諾いたします。

1 4. 規定の変更等

- (1) 当金庫は本取引の各条項その他の条件について、民法第 548 条の 4 の規定により、次の場合に変更できるものとします。
 - ① お客様の一般の利益に適合する場合
 - ② 前号の場合を除き、法令の改正、監督官庁の指示、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容および効力発生日をホームページその他適当な方法で周知し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第 1 項 2 号による変更の場合、前項の周知時と効力発生日の間には 1 か月以上の相当な期間を置くものとします。

以上

2020年4月1日現在